



所得税の確定申告 市民税・県民税の申告

平成30年分の所得税の確定申告と、31年度の市民税・県民税の申告が始まります。毎年、確定申告会場は混雑します。待ち時間の短縮のため、事前に医療費の集計(医療費控除の明細書の作成)、収支内訳書などの作成をお願いします。また、確定申告書は「申告の手引き」や国税庁のホームページなどを参考に自宅で作成し、郵送や電子申告(e-Tax)で提出するとスムーズに申告を済ませることができます。

所得税などの確定申告

固八戸税務署 031-8611

江陽二丁目9-45 43-0141

申告と納税の期限

- 所得税および復興特別所得税・贈与税：3月15日(金)
- 消費税および地方消費税：4月1日(月)

確定申告書作成会場を開設します

- 期間 2月18日(月)～3月15日(金)(土・日を除く)
 - 時間 9時15分～16時
 - 場所 八戸シヨップینگセンター「ラピア」2階ラピアホール(江陽2-14-1)
- ※昨年と会場が変更になっていますので、ご注意ください。

※会場開設前は、税務署内を含め申告書作成会場を設置していません。少ない職員での対応となり長時間お待ちいただく場合がありますので、会場設置期間中にお越しください。

※会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合があります。会場を利用する際は、開設時間内に申告書を作成できるように、15時前にお越しください。

確定申告が必要な人は？

- ① 事業所得者などで、所得税額が配当控除額を超える人
 - ② 給与所得者のうち、次に該当する人
 - ▽ 給与所得および退職所得以外の所得金額が年額20万円を超える人
 - ▽ 年末調整ですることのできない控除を受ける人(医療費控除・寄附金控除・雑損控除など)
 - ▽ その年の給与受給額が2千万円を超える人
- ※ 公的年金などの収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告については、住民税課へお問い合わせください。

申告書は自宅で作成して、郵送または信書便で提出

確定申告書作成会場は大変混雑しています。長時間お待ちいただく場合があります。「国税庁ホームページ」の「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、自宅でゆっくり、また、画面の案内に従って金額を入力することで計算誤りのない申告書を作成することができます。

相談は「電話相談センター」へ

- 国税に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」でお答えします。
- ① 八戸税務署へ電話をかける。
 - ② 音声案内1番を選択する。

ご注意ください！

- ① 復興特別所得税額の確定申告書への記載漏れにご注意ください。
- ② 確定申告書には、マイナンバーの記載および本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類の提示または写しの添付)が必要です。

住宅ローン控除申告書作成会場開催

- 対象 平成30年中に建物・土地を住宅借入金で新築や購入、増改築などをしたり、バリアフリー改修工事や省エネ改修工事をした人
- 場所 ラピア 2階ラピアホール
- 日時 2月14日(木)・15日(金) 9時15分～15時

必要書類

- ① 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ② 家屋(および敷地)の登記事項証明書(法務局から取得し、持参してください。)
- ③ 家屋(および敷地)の売買契約書の写しまたは家屋の工事請負契約書

- の写し(取得金額の分かる書類)
 - ④交付を受ける補助金などの金額を証する書類(補助金などを受けた場合)
 - ⑤収入の分かる書類(給与所得の源泉徴収票など)
 - ⑥預貯金口座の分かるもの・はんこ
- ※内容により、他に書類が必要になる場合があります。

市民税・県民税の申告

岡住民税課 43-9232

■市民税・県民税申告会場を開設します

- 期間 2月1日(金)～3月15日(金)(土・日・祝を除く)
- 時間 9時～15時30分
- 場所 公会堂文化ホール1階 講義室

※税務署からお知らせはがきを送付された人で、申告相談が必要な人は、「八戸ショッピングセンター」ピア」での受け付けとなります。

※駐車スペースが少ないので、公共交通機関をご利用ください。

■「市民税・県民税の申告」とは

所得税がかからない人が市へ行う申告をいいます。

国民健康保険の税額や各種手当・行政サービスへの負担額の基礎になるため、収入がない人でも申告が必要ながあります。

■申告が必要な人は?

- ①給与の支払者から給与支払報告書が市に提出されていない人
- ②営業・不動産・農業などの収入があり、所得税の納付・還付がない人
- ③前年中収入がなく、税金上、同世帯の人の扶養になっていない人
- ④前年中の収入が非課税所得(遺族年金・障害年金・恩給・雇用保険など)のみの人
- ⑤平成31年1月1日現在、八戸市に住所はないが、市内に家屋敷がある人

※公的年金などの収入金額が年額400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が年額20万円以下の人は確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。

■申告が必要ない人は?

- ①税務署に確定申告をする(した)人
- ②平成30年中の収入が給与のみで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人

※給与支払報告書に記載されていない医療費控除や扶養控除など各種控除

を受ける場合は申告が必要です。

- ③平成30年中の収入が公的年金のみで、次の金額以下の人
- ▽昭和29年1月2日以後に生まれた人：98万円
- ▽昭和29年1月1日以前に生まれた人：148万円
- ④右記①～③の人と同世帯で扶養に入っている人

■郵送による申告にご協力を!

- ①申告書の送付時に、「郵送申告用の返信用封筒(ピンク色)を同封していますので、ご利用ください。
 - ②申告書の書き方は、申告書右側の「申告の手引」と申告書に同封してある「記載例」をご覧ください。
 - ③添付書類を提出しないと、各種控除の適用が受けられない場合があります。
 - ④添付書類は返却しませんので、原本が必要な人は写しを同封してください。
- ※1月下旬から、申告書と返信用封筒を南郷事務所と各市民サービスセンターで配布

申告する際の持ち物リスト

- ①送付された申告書(会場にもあります。)
- ②はんこ(認め印可)
- ③給与や年金の源泉徴収票
- ④作成した営業・農業・不動産などの収支計算書(収入・支出の明細が分かるもの)

- ⑤平成30年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・生命保険料(一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料)・地震保険料・損害保険料・医療費の通知書、領収書、控除証明書など
- ⑥本人または扶養される人が障がい者などであることを証明するもの(障害者手帳など)
- ⑦申告する人の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポートなど)

■⑧マイナンバー確認書類

※申告者本人や扶養親族などの個人番号(マイナンバー)の記載が必要のため、通知カードやマイナンバーカードをお持ちください。また、なりすましなどを防ぐため、申告する人の本人確認を行いますので、マイナンバーカードを作成していない人は、運転免許証などの身分証も併せてお持ちください。代理で申告する場合は委任状や代理人の身元確認書類も必要です。



申告へ出かける前にチェックしてみてください!

各種控除

新 税制改正に伴う、配偶者控除および 配偶者特別控除の見直しについて

今回の確定申告、市民税・県民税の申告から、配偶者控除(70歳以上の老人配偶者控除を含む)および配偶者特別控除の適用について、次のとおり変更となります。

- ①合計所得金額が90万円を超える納税義務者に適用される配偶者控除および配偶者特別控除が段階的に減額され、合計所得金額が1千万円を超える納税義務者の場合、配偶者控除および配偶者特別控除が適用されないこととなります。
- ②配偶者特別控除を受けることができる配偶者の合計所得金額の範囲が、「76万円未満」から、「123万円以下」に変更となりました。

寄附金控除を忘れずに

個人が国や地方公共団体などに寄付金・義援金を支出した場合、寄付金額の2千円を超える分について一定限度まで税額控除が受けられます。

申告には、寄付金の領収書や受領書が必要です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

ワンストップ特例制度とは、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。特例制度の利用には、各寄附先の自治体に申請書を提出する必要があります。

※特例制度の申請をした後で確定申告をした場合、特例制度の適用は受けられなくなりますので、確定申告をする際は寄附金控除も忘れずに申告してください。

市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別税額控除は、所得税で住宅ローン控除額を控除しきれない場合、市民税・県民税からも控除することができる制度です。

平成31年度に対象となる人

▽平成21年から平成30年までに居住開始した人

※市への控除申告書の提出は不要

対象とならない人

▽所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている人
▽平成19・20年に居住開始した人

※市民税・県民税の納税通知書送達後に住宅ローン控除に係る控除申告書を提出した場合、市民税・県

民税の控除対象にはなりません。

年末調整や確定申告の際の 社会保険料控除

平成30年1月から12月に納付した次の保険料(税)は、所得税および市民税・県民税の算定の際、「社会保険料控除」として所得控除の対象となります。

また、ご家族の分を納めていた場合や、過去に未納や免除となっていた分を平成30年中に納めた場合も、同様に控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際は、保険料(税)の支払いを証明する書類(証明書や領収書など)が必要になりますので、大切に保管してください。
なお、証明書を紛失した場合は、各担当課へお問い合わせください。

国民年金保険料

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書(控除証明書は、日本年金機構から11月上旬に送付済み。10月以降に今年初めて保険料を納付した人には、2月上旬に送付予定)。

国民健康保険税・後期高齢者医療 保険料・介護保険料

○普通徴収の場合…保険料(税)を納付した領収証書(納付の控えと

なっているもの)

○口座振替の場合…「口座振替済通知書」(1月中旬に市から送付予定)

○公的年金からの特別徴収の場合…「公的年金等の源泉徴収票」(1月下旬に年金保険者から送付予定)

※社会保険料控除の対象となるのは、特別徴収されている本人のみとなります。

※障害年金や遺族年金から保険料(税)を特別徴収されている人は、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、納付証明が必要な場合は、各担当課へお問い合わせください。

※保険料(税)の還付がある場合は、還付された額は社会保険料控除の対象となりません。

●証明書の再発行が必要な場合の問い合わせ先

▽国民年金保険料…八戸年金事務所
☎44-1742(音声案内②番)

▽国民健康保険税…収納課
☎43-9172

▽後期高齢者医療保険料…国保年金課
☎43-9065

▽介護保険料…介護保険課
☎43-9285

医療費控除

平成30年中に支払った医療費(補てんされる保険金などを除いた額)が10万円以上(所得200万円未満であれば所得の5%以上)であれば、その超える部分が医療費控除の対象となり、所得金額から差し引くことができます(セルフメディケーション税制を適用する人は、購入金額から1万2千円を差し引いた額が控除額になります)。

申告の際は、医療費の領収書、医療費通知などを提示する必要がありますので、事前に計算をしておいてください。

なお、所得税を納めている人は、医療費控除を受けるための確定申告をしてください。

※セルフメディケーション税制：薬局、ドラッグストアなどで販売されている医療用から転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)に対して適用される医療費控除の特例

こちらが目印です!

セルフメディケーション

税 控除 対象

薬局などで「スイッチOTC医薬品」かどうかを見分けるには、パッケージに印刷されたマークが目印です。

よくある質問

「収入」と「所得」

Q 「収入」と「所得」、何が違うの？

A 「収入」から必要経費などを引いたものを「所得」といいます。

※給与所得、年金所得については、収入から、国が定める一定の計算式による所得控除額を差し引いた額になります。

退職後の市民税・県民税

Q 市民税・県民税が給与から天引きされていますが、平成31年3月に会社を辞める予定です。退職後、市民税・県民税の支払いはどのようにになりますか？

A 平成30年度の市民税・県民税は、平成29年中(1~12月)の所得に基づいて課税されています。会社にお勤めの時は、平成30年6月から平成31年5月まで毎月給与から天引きされますが、退職により天引きできなくなるため、4月分と5月分の税額が3月に一括で天引きされます。また、平成31年度の納税通知書は、平成31年6月にご自宅に送付しますので、金融機関などの窓口で納めてください。

引越しと市民税・県民税

Q 引越した後はどこに納めればいいのか？

A 市民税・県民税は、1月1日現在に住居登録のある市区町村へ納めます。したがって、1月2日以降に引越した場合でも、その年の市民税・県民税は引越し前の市区町村に納めることになります。

扶養になるには？

Q 扶養に入れる額は、いくらまで？

A 税金上の扶養に入るためには、所得38万円以下(給与収入の場合103万円以下)という制限があります。これを超えた場合は、扶養に入れませんので、年末調整や申告の前には、所得を確認しましょう。

亡くなった人の市民税・県民税

Q 亡くなった人の市民税・県民税はどうすればいいのでしょうか？

A 1月2日以降に亡くなった人でも、前年中の所得などに対して課税されますので、相続した人が本人(亡くなった人)の納税義務を引き継ぎ、納めることとなります。

給与と公的年金の収入がある人の市民税・県民税

Q 現在、給与と年金の収入があり、今までは市民税・県民税は全て給与から天引きされていました。年金から天引きになるので、年金からも天引きになるのでしょうか？

A 65歳以上の人の年金所得に係る市民税・県民税は、介護保険料が公的年金から天引きされていない人などを除いて、原則年金天引きになります。年齢により、市民税・県民税の徴収方法は次のようになります。

▽65歳以上の人：給与所得に係る市民税・県民税は今までどおり給与天引きですが、年金所得に係る分は、年金から天引きすることになります。年金天引きの対象とならない人は、納付書で納めていただきます。

▽65歳未満の人：給与所得に係る市民税・県民税と、年金所得に係る市民税・県民税を合わせて、給与から天引きすることができます。対象となる人には、事業所を通じて税額をお知らせします。